

日時 平成 29 年 8 月 22 日（火）

場所 特許庁 7 階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会
第 3 回商標制度小委員会 速記録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 商標政策を巡る最近の動向	3
3. 商標制度に係る検討事項	9
4. 閉 会	20

開 会

○川上制度審議室長 それでは、定刻より少し前でございますけれども、委員の方がそろわれたようなので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会第3回商標制度小委員会を開催させていただきたいと思います。

本日は、御多忙の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます、特許庁の制度審議室長をしております川上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入るに際しまして委員の皆様方をお願いがございます。御発言をいただく際には、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、委員長からの御指名がございましたらマイクを口元に近づけて御発言いただくようによろしくをお願いいたします。

本日は、井関委員が所用のため御欠席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、田村委員長にお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○田村委員長 本日の議事進行を務めさせていただきます田村です。

本日の議題に入る前に、7月5日付で特許庁長官の異動がありました。宗像長官から御挨拶をいただきたく思います。

○宗像長官 ありがとうございます。7月5日付で特許庁長官を拝命いたしました宗像でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

商標制度も、世の中の環境変化、技術が変わって、市場が変わって、ビジネスが変わっていく中でいろいろなインパクトを受けております。その中で、商標制度が制度の信頼性、そして使いやすさがしっかり維持されていくように不断の見直しをしていかなければなりません。先生方に忌憚のない御意見をいただきたいと思います。っております。

一昨年の4月に、音、色彩など新しいタイプの商標の出願を受付け始めまして、出願件数は1,500件を超えました。登録件数は今、300件です。今後とも、引き続き、企業の多

様化するブランド戦略を後押しするような審査をしていきたいと思いをします。

国際面では、昨年、シンガポール条約に入りました。これで、条約に基づく手続関連業務の運用を始めております。各国で、いろいろな手続の調和や簡素化が進んでおりまして、できるだけ利便性の高い環境を整備する上で前進できたかなと思っております。

地域振興については、地域団体商標制度が発足から 10 年を超えまして 600 件を超える登録がなされております。今後も、農業の競争力強化や輸出促進に向けて、また農業に限らず、地方ブランドの発掘など、制度の普及を促進してまいります。

商標審査の予見可能性を高める、明確性を確保するということから、46 年ぶりに審査基準の全面的な見直しを行いまして、今年の 4 月から運用しております。今後、説明会等を通じまして、ユーザーの皆様周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は時間が限られておりますけれども、いろいろ御忌憚のない御意見を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○田村委員長 宗像長官、ありがとうございました。

それでは、本日の議題について御紹介させていただきます。本日の議題は、「商標政策を巡る最近の動向」と「商標制度に係る検討事項」でございます。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、まず本日の資料を確認させていただきたいと思いをします。

経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきましても、配付資料はタブレットで御覧いただく形になっております。

配付資料は、まず議事次第・配付資料一覧、委員名簿、それから、資料 1「商標政策を巡る最近の動向」、資料 2「商標制度に係る検討事項」、参考資料 1「各国・地域の商標制度比較表」、参考資料 2「商標の識別性に関する課題について」の概要、参考資料「商標審査基準(第 13 版)(抜粋)」でございまして、以上の 7 点につきましてはタブレットで御覧いただきます。

2. 商標政策を巡る最近の動向

○田村委員長 それでは、資料を事務局に御用意いただいておりますので、事務局から御説明していただきたいと思いをします。事務局による資料の説明が一通り終わった後で討議と

いたします。

まず「商標政策を巡る最近の動向」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤商標課長 商標課長の佐藤でございます。「商標政策を巡る最近の動向」について、簡単に御説明いたします。

資料1を御覧ください。私からは、目次に記載の5つの点につきまして簡単に御説明いたします。1つ目に商標の出願・審査の動向、2つ目に商標法の改正の内容について、3つ目に商標審査の品質管理について、4つ目に審査マニュアルの整備、最後に、5つ目といたしまして国際協力、この5つについて御説明いたします。

まず2ページ目を御覧いただけますでしょうか。商標の出願件数の動向でございます。商標の出願件数は、平成28年の出願件数が、国内は約14万8000件、マドプロを通じた国際商標登録出願の件数は約1万4000件、合計約16万2000件ということで増加傾向になっております。この増加傾向は我が国だけではなく、中国・米国といった世界的なものでございます。

次の3ページ目ですが、どの分野の商標出願が増えているのかを分析したものが、増加要因としてここに3つ記載してございます。出願件数は1～45区分までありますが、全体的に伸びており、特にサービス分野の出願件数が伸びております。飲食物の提供、システム開発、教育、娯楽、輸送、建設、金融、広告、小売といった分野が特に増えております。一方、商品の分野も増えておりまして、その分野としては、印刷物、乗り物、電子機器、加工機械でございます。

それから、もう1つ顕著なのが、実は個人・中小企業による出願が非常に伸びているということです。出願全体の約62%は、こういった個人・中小企業の方の出願となっております。商標出願のユーザーの裾野が広がっているのではないかとということがうかがえます。この理由ですが、最近、商標に関する話題が新聞等で掲載される回数であったり私どもの知財総合支援窓口における商標の相談件数も非常に増加しておりまして、商標に関する世間一般の関心が非常に高まっているのではないかとということがうかがえます。

次に4ページでございます。商標の審査の動向でございますが、近年、大幅に増加しております出願件数の影響によりまして、一次審査の通知までの期間、いわゆるF A、それから審査終了までにかかる期間、いわゆるT Pはやや延びる傾向にございます。平成28年度は、出願件数の増加によりましてF Aの期間が4.9カ月となっております。この4.9というのは年間を通しての期間でございます。

次のページですが、商標法の改正の概要についてでございます。新しいタイプの商標ということで、先ほど宗像長官からも御説明がございましたけれども、平成 27 年 4 月から保護を開始しておりまして、今年 7 月末までの出願件数が 1,555 件、登録件数が 294 件となっております。特に色彩のみからなる商標につきましては、これまで登録がなかったわけですが、今年 2 月に、株式会社トンボ鉛筆様、株式会社セブーンイレブン様の色彩のみからなる商標が登録になったということで、3 月 1 日にプレスリリースもしております。

次に 6 ページですが、地域団体商標についての御説明になります。平成 18 年に導入いたしました、今年 7 月末までの登録件数が 616 件ということになっております。これにつきましては平成 26 年 8 月から、地域ブランドの普及の担い手となっている商工会、商工会議所あるいは N P O 法人、こういった方も登録の主体となるということで拡充してございますが、現在までにこういった新たに拡充された団体からの出願件数が 30 件、登録件数が 12 件ということになっております。

次の参考資料「G I と地域団体商標制度の主な相違点」については、後で御覧いただければと思います。

次の 8 ページになりますが、平成 27 年改正の概要になります。まず、シンガポール条約への加入ということで、所定の期間を徒過した手続の救済や、喪失した権利の回復といった措置の改正を行っております。次に、商標の登録料の引き下げを行っております。登録料については 25% 程度、更新登録料については 20% の引き下げをそれぞれ行っております。③としまして、今後の課題ですけれども、本日御議論いただきますコンセント制度導入の是非、それから、マドリッドの国際登録制度の利用促進の観点ということで、運用の改善が今 W I P O で議論されておりまして、その議論を踏まえた国際登録の分割といったものが、今後の法改正の課題ということでございます。

次の 9 ページ目は、マドリッド協定議定書についての概要でございますので、後で御覧いただければと思います。

次に、平成 29 年度の法改正の概要になります。通称「地域未来投資促進法」が今年 5 月 29 日に成立いたしまして、7 月 31 日に施行されておりますけれども、これについても、商標法においても特例の措置を設けてございます。まず、地域団体商標に係る商標権の取得費用及び権利の更新費用を 2 分の 1 に軽減することと、それから、一定の要件を満たした一般社団法人を事業計画期間中、おおむね 5 年になりますけれども、地域団体商標の登録主体である組合等とみなすといった改正を行っております。

次の 11 ページですが、商標審査の品質管理ということで、品質管理の取組について御紹介いたします。ここでは、4 つほど取組を記載させていただいております。①が品質ポリシー・品質マニュアルの策定・公表、②が品質向上のための取組、具体的には管理職による通知文の全件チェック、いわゆる決裁になります。それから、審査官あるいは管理職間の協議といったものを行っております。特に商標に至っては注目を浴びる案件というものがございすけれども、ここで注目を浴びる案件あるいは難しい案件については、審査官同士あるいは管理職同士で協議を行って適切な判断を行っているということでございます。③といたしまして、品質検証のための取組です。品質管理官というものを任命いたしまして、品質管理官による品質監査、つまりサンプルチェックといったものを行っておりますし、あるいはユーザーの評価をいただくということで、ユーザーの評価も調査を行っております。④ですが、品質管理小委員会の設置ということで、これは外部委員会を設けさせていただいて、特許庁の品質管理に対する取組について、評価あるいは助言といったものをいただいております。

次の 12 ページ及び 13 ページですが、これは品質管理に対する具体的な取組内容になりますので、説明については割愛させていただきます。

それから 14 ページです。先ほど御紹介いたしましたユーザーからのアンケート結果でございます。平成 28 年度の評価・結果の概要ということで、ここに 3 つ書いてございすけれども、商標審査における質全般についての調査でございすが、「満足」あるいは「比較的満足」といった割合が向上しておりまして、平成 28 年は、その割合が半数を超えたということであります。特に評価が高かったところというのは、「拒絶理由通知書における必要な説明・理解しやすい文言」といったものについては高い評価を受けておりますけれども、一方で、「識別性の判断」あるいは「審査官間の均質性」といったものについては、相対的に評価が低く、今後の改善の必要性が示唆される項目となっております。

次に 15 ページですけれども、審査マニュアルの整備ということで御紹介いたします。まず、先ほども御紹介がありましたけれども、平成 27 年及び 28 年に商標の審査基準を全面改正いたしました。46 年ぶりの大改正となっております。今後の取組については、この改正された商標審査基準について説明会、意見交換といったものを通じてユーザーへの周知を図るということになっております。また、家紋ですとか絵画といった、これまで審査の取組みがなかったものについて、今現在、私どものほうで歴史的・文化的・伝統的価値のある標章の取扱いについて、検討を行っているところでございます。

次に、もう1つマニュアルがございまして、審査基準には、商標の審査基準と類似商品・役務審査基準といったものの基準がございすけれども、これについても見直しを行いました。これまでは、類似商品・役務審査基準、あるいはニース国際分類の一覧といったものがばらばらに資料としてあったわけですが、これを統合いたしまして、新しく「類似商品・役務審査基準」ということで平成28年12月に作成し、公表いたしました。資料を統合したということによりまして、ユーザーの利便性向上や審査の予見性向上、一貫性のさらなる向上といったものが図られると考えております。

最後に国際協力でございます。いわゆるTM5におきましては、現在13個のプロジェクトが進行中でございますが、悪意の商標出願、図形商標のイメージサーチ、国際商標出願の利便性向上、TM5ユーザー参画プロジェクト、この4つについてはJPOがリードしているというプロジェクトになります。

次の18ページを御覧いただきますと、特に成果があったものということで御紹介させていただきますけれども、悪意の商標出願プロジェクトということで、JPOが特に力を入れているといったプロジェクトになります。TM5の各庁における裁判例をまとめた「悪意の商標出願事例集」を作成いたしまして、今年5月にバルセロナで開催された国際商標協会(INTA)の年次総会、で公表いたしました。こういったところが大きな成果になっております。

次のページは、もう1つの国際協力ですが、ASEAN協力ということで、今ASEANは、商標分野に限って言えばマドリッドプロトコルに加盟するというのが一つの目標になっているかと思いますが、こういったASEAN諸国のマドリッドプロトコル加盟あるいは運用のための支援・人材育成等を実施しております。主な実績としては、ここに書いてあるとおりでございます。

次に、21ページを御覧いただけますでしょうか。その他の国際的な取り組みということで、二国間での取組について簡単に御紹介しております。EU、アメリカ、韓国、中国、台湾といったところと、審査官の専門家会合ですとか、セミナー、審査官協議といったものを行い、商標の審査基準、実務についての意見交換といったものを実施しております。

最後に、国際的な取組の一つとして、海外のユーザー団体との交流というものも最近力を入れておりまして、米国知的財産法協会(AIPLA)、INTAといったところと意見交換や、特にINTAについてはジョイント・ワークショップの開催や、INTAの年次総会にJPOのブースの出展といった取組を共に行っているところでございます。

以上、簡単ではありますが、商標制度の現状についてでございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明を踏まえて討議に移りたいと思います。御自由に御意見、御質問をお願いいたします。

○岩本委員 中津商工会議所の岩本でございます。お礼とお願いを申し上げたいと思います。

まずお礼でございますが、本日の資料にも御紹介をいただいておりますが、6 ページで「中津からあげ」を取り上げていただいております。あわせて特許庁さん、並びに九州経済産業局さんにおいては、動画を作成していただいております。なかなか写真だけでは足りない部分を、動画によって広くPRできているのではないかと考えております。

それから、お願いでございますが、私ども、実際に地域団体商標を取りまして、やはり地域の活性化の大変有効な手段であると考えております。これを広めていくために、利用の実績や経済効果を分析していただいて、より広めていただければと思っております。また、先ほどお話がありましたように、地域団体商標ができて10年ということで、啓発のほうもいろいろされておられますが、引き続き力を入れていただければと思っております。

以上でございます。

○田村委員長 お願いということでよろしいですか。どうもありがとうございました。

ほかに御質問、御意見等あるでしょうか。

どうぞ。

○本多委員 日本弁理士会の本多敬子と申します。よろしく願いいたします。

何点か質問させていただきたいと思います。

まず、先ほど長官のお話にもありましたように、新商標の制度が始まりました。色彩のみの商標につきましても2件、登録の発表をいただきました。こちらは、どちらも登録になりましたものを拝見いたしますとスーパー著名のような形で、どちらも業界のトップだろうというような形で、なるほどというようなものが登録されているかと思えます。私ども代理人といたしましては、次に続くのはどこだろう。どの程度著名であれば登録になるのでしょうか、そういったところがまだ見えないでおります。ぜひ、二番手、三番手の登録をお待ちしておりますので、よろしく願いいたします。そのような登録を拝見いたしまして、今後のクライアントに対するアドバイスなども考えてまいりたいと思っております。

す。よろしくお願いいたします。

それから、品質につきましてですが、識別性と類否のところで若干評価が低いというようなお話がありました。ただ、私どもは扱っております、やはり識別性ですとか類否は、その商品の特質ですとか、業界の状況などによって判断が一律には行えないのではないかなというように思いもございます。若干、判断にぶれがあるというような認識をとられる方もあるかと思いますが、そこは、ぜひ実質向け、お手元にある資料などを客観的に判断していただいた結果こうなったというふうに私どもは理解しておりますので、余り品質だけの評価にとらわれずといったら失礼になるかと思いますが、そういったことで、ぜひ個別の事情を考えあわせて御判断をしていただければと思っております。

最後でございますが、G I と地域団体商標について比較の表を拝見いたしました。よく比較はされるのでございますけれども、G I についてちょっと調べてみますと、やはり似て非なるものという印象がございます。類否の判断なども、やはり商標の類否をベースにしていращやるのではないかと思いますけれども、若干、実際に動いているものを見ますと違いを感じます。そういったところの違いですとか登録後の制度による調整ですか、そういったところも、ぜひ省庁を超えたところで調整などをして使いやすい制度にしていいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 いろいろとありましたけれども、どなたか。

○木村商標制度企画室長 商標制度企画室長の木村です。御意見ありがとうございます。

まず、1点目の色彩のみからなる商標の第2弾、第3弾の登録はどうなるのかという御指摘でございますが、確かに、色彩のみからなる商標の出願というのは、かなり件数の多い状況であります。その割には登録件数が少ないのではないかなという御指摘をいただいているわけですが、色彩を導入するときに、色彩というのは、独占させるのにふさわしいかどうかといった様々な観点から審査を進めるべきという御指摘がございましたので、拒絶理由がかかる確率が高いものと思います。ただ、審査が進んできておりますので、審査状況が整い次第、次の登録も期待できるのではないかと考えております。

2点目の品質は承知いたしました。3点目のG I と地域団体商標については、我々もユーザーの方から、どのように使い分けをしたらいいのかという声をいただいております。重複して使われている方もいращいますし、使い分けをして地域団体商標でいこうという方もいращいます。ここは制度の違いもございますけれども、商標の担当者から言わせていただければ、地域団体商標は品質も独自の基準を作って管理もできますので、

ぜひ商標として活用いただければと考えております。

以上です。

○本多委員 ありがとうございます。

○田村委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

3. 商標制度に係る検討事項

○田村委員長 もしないようでしたら次の議題に移りたく思います。次の議題は「商標制度に係る検討事項」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○木村商標制度企画室長 資料2の商標制度に係る検討事項になります。テーマは4つございます。1つ目は商標の定義の在り方、2つ目は商標法第4条第1項第11号の除外制度、いわゆるコンセンスト制度、3つ目は商標審査基準の見直し、それから、4つ目の手続上の瑕疵のある大量の商標登録出願対策の運用変更ということになります。

まず、商標の定義の在り方になります。これは、昨年も商標制度小委員会で御議論いただきました。問題の所在ですけれども、参考資料1に諸外国の法令を記載してございますが、我が国商標法の2条1項の商標の定義中に、諸外国の法令と同様に識別性の文言を追加すべきではないかという御指摘でございます。3.のこれまでの検討経緯についてですが、平成25年9月の知的財産分科会の報告書と昨年の商標制度小委員会で御議論いただきまして、特に昨年の小委員会では、商標の定義に識別性を追加した場合の法律への影響等について、きちんと検討を進めるべきではないかという御指摘をいただいております。

4.の対応の方向性ですけれども、このような御指摘を受けまして、特許庁では昨年度調査研究を行いました。これは、有識者による委員会形式で調査研究を行ったものですが、関係団体へのヒアリング調査を行ったところ、産業界の方からは、実際、商取引の現場とか侵害訴訟等の実務との関連において、特段問題を感じたことは少ない、必要性という意味においてはあまりないのではないかとといった御意見をいただいております。また、学識経験者の方からは、識別性を追加することによって、商標法3条1項各号、7条の2、26条、37条等に対して影響を与える懸念があるという御意見をいただいております。一方、法曹界からは、国際ハーモナイゼーションの観点から識別性を入れるべきという御意見を

いただいております。

委員会でも、この点についてかなり議論をしたのですが、他の規定に影響を及ぼさないような識別性は入れてもいいのではないかという肯定的な意見が多かった一方で、識別性を入れることにより、これまでの条文の解釈とか運用を変更するのは好ましくないといった点で共通の認識がございました。したがって、仮に商標の定義に識別性を入れる場合には、できる限り、現状の解釈や運用に影響を与えないようなものにすることが求められるということでございます。さらに、これを検討するに当たっては、商標の機能の広がりにも鑑みて、制度、実務、立法の具体的な必要性とか十分性を満たす識別性の考え方を整理することが必要であるという報告がなされております。

以上を踏まえますと、商標の定義につきましては、当面は現行の制度を維持しつつ、今後、商標制度を取り巻く状況の変化に応じて、改めて検討してはどうかという御提案をさせていただきたいと思っております。

時間の関係で御意見、御質問をいただく前に、資料2全体の概要説明をさせていただきます。4ページ目になります。4ページ目は、4条1項11号の、いわゆるコンセント制度です。コンセント制度も、4条1項11号の適用の場面で問題になるものでございますけれども、2.の問題の所在のところに書いてございますが、11号の拒絶理由が適用された場合、先行登録商標の商標権者が出願された商標の登録に同意した場合であっても、現在の法制度では商標登録出願を拒絶することとしている。その一方で、ユーザー団体の方々からは、出所の混同が生ずるおそれが低いような場合には、先行登録商標の商標権者が商標権を取得することに同意することも考えられることから、こういったものを審査官の判断を補完するような、あるいは適切な判断を確保するためにコンセント制度を導入してはどうかという御指摘をいただいております。

5ページ目にいきまして、これまでの検討経緯ですけれども、これも平成18年以降、いろいろ議論をしております。平成19年4月より、商品又は役務の類否判断に用いられている「取引実情説明書」を審査官が参酌できることとしましたが、これがあまり利用されておらず、この見直しを審査基準ワーキングで進めるべきという御指摘を昨年の商標制度小委員会でいただいております。

4.の対応の方向性ですけれども、6ページになります。この御指摘をいただいて、2つほど新たに審査基準の改訂を行っております。1つは、商品又は役務の類否判断における取引の実情の考慮につきまして、この改訂の基準によって、一定の場合には、商品又は

役務の取引の実情を考慮して、商品又は役務の類否について判断することができることとなりました。通常、商標の審査においては、商品・役務の類否というのは類似群コードで管理されておりまして、商品同士の類似判断を画一的にやっているわけですがけれども、商品又は役務の取引の実情に関する主張があったときには、それについて類似群コードを適用しないで審査官が類否判断できるようにしたということになります。これは、従来の取引実情説明書を改訂して、両当事者の使用についての要件を廃止するとともに、引用商標権者から商品・役務が類似しない旨の陳述を求めることを必要とするといった改訂を行っております。

もう1つは出願人と「他人」である引用商標権者が支配関係にある場合についてですが、これは11号の関係でいきますと、「他人」かどうかというところが一つのポイントになるかと思います。この他人の解釈を新たな審査基準では、出願人と「他人」である引用商標権者が支配関係にある場合、実質的には「他人」の商標ではないものとして取り扱うこととするという新たな基準を設けておりまして、その適用においては、出願人による支配関係があることの主張及び立証に加えて、引用商標権者が了承している旨の書面の提出があれば11号は適用しない、こういう運用を今年4月から開始しております。この支配関係につきましては、これまで13件の適用実績がございます。そういう意味では、コンセンストにつきましては法制的に対応するという考え方と、あとは、このような運用面である程度対応していくという考え方がございます。私どもとしましては、運用面での対応を見ながら、改めて法制的な検討をしていくことが適切ではないかという提案をさせていただきたいと思います。

7ページを御覧ください。審査基準の見直しでございます。これは2年間にわたりまして、商標法の第3条、第4条を中心に審査基準の明確化、予見可能性を高めるという目的で、審査基準ワーキンググループにおいて検討を行ってきたところでございます。

8ページ目を御覧ください。8ページに改訂の要旨が書いてございます。平成28年4月1日改訂(第12版)は主に商標法第3条の識別性の審査について改訂を行っております。ア、イ、ウとありますけれども、ウのところですか。これは、いわゆるキャッチフレーズと言われているものですが、商標がその商品もしくは役務の宣伝広告又は经营理念・経営方針等を普通に用いられる方法で表示したものとしてのみ認識させる場合、従来、キャッチフレーズとして識別性がないという運用を行っておりまして、審査では拒絶されるけれども、審判にいくと半分以上が登録されてしまうといった問題を御指摘いただいております。

りました。この点について改善が必要ということで、審査基準において、どのように宣伝広告や企業理念を判断していくかという要素を明記し、審査官が適切に判断できるように改訂しております。

それから第13版、平成29年4月1日に改訂されておりますが、これは主に商標法第4条、他人の商標との関係についての基準を改訂しております。この中では、特にエの類否判断のところで基本的な考え方を整理いたしまして、外観・呼称・觀念の各要素の判断基準を明確化するとともに、例示を追加して見直しを図ったものです。この中では、先ほど御説明しました出願人と引用商標権者が支配関係にある場合で、かつ、引用商標権者が出願に係る商標が登録を受けることについて了承している場合には11号に該当しないといった基準の改訂も行っております。

9ページの2. ですが、これは新たな提案とさせていただきたいと考えておりますけれども、商標法第3条1項柱書の運用変更でございます。これは、不使用商標対策の一環ということで平成19年から開始しているものでございまして、商標を出願したときに、1つの区分で多数の商品・役務を記載しているような場合、実際に使用しますかということを確認する運用として、3条1項柱書を適用しております。これを適用することによって、使用しない商標は登録しないという運用を行っているところでございますが、一方、ユーザーの方からは、事業の多角化、多様化が進んでいるという状況の中で、審査基準としています1区分中7類似群までを認めている数字が、果たして適当なのかという御指摘をいただいております。さらに、ハウスマークや著名商標というのは、1つの出願で、より多くの商品・役務を指定したいというのが実情だと思いますので、もう少し見直しをしたらどうかという御指摘をいただいております。こういった意見を踏まえまして現行の運用を見直し、この7類似群は審査便覧に記載がございますので、審査便覧の改訂をすることが適切ではないかということをお提案させていただいております。

次に10ページ目は御報告になります。これは、手続上の瑕疵のある大量の商標登録出願対策の運用変更ということになります。枠囲いを御覧になっていただきたいのですが、最近、一部の出願人の方から他人の商標の先取りとなるような出願などの商標登録出願が大量に行われております。しかも、これらのほとんどが出願手数料の支払いがない手続上の瑕疵のある出願となっている。これらの商標登録出願は、団体名ですとかテレビ番組名、流行語、企業の新商品・サービス名、あるいは巷で話題になっているような言葉であるものが多く、一般的な商標登録出願人に対して警告を行う場合もあり、これによって、一部

の出願人が出願を断念するといった事態が発生しております。こういった大量の出願について、特許庁では今年6月21日に、ウェブサイトにおいて以下の周知を行っております。

具体的な内容につきましては、2.の周知内容の要旨の部分になりますけれども、このような手続上の瑕疵のある出願につきましては、おおむね出願から4カ月から6カ月で出願の却下処分をしております。したがって、放っておくと出願却下となるのですが、その間に、後願になる出願が当然ございます。後願になった場合、先願となる手続上の瑕疵のある出願の却下を待つことなく実体審査を開始しているところですが、そこに1つ、具体的なお知らせを入れております。6月21日から、手続上の瑕疵のある出願が先願となる場合の商標法第4条第1項第11号の拒絶理由通知をする場合は、当該先願の却下を確認次第、登録査定を行うことを明示的に記載することとしました。通常の4条1項11号の拒絶通知については行っていないのですけれども、特に、こういった手続上の瑕疵のある出願が先願となるような場合には、これを明示的に記載し、出願人に周知するという運用を開始しております。

(4)の出願手数料の支払いがあった場合ですけれども、今申し上げた手続上の瑕疵のある出願は4カ月から6カ月で却下処分になるのですが、仮に手続上の瑕疵がないことが確認された場合、要するに出願手数料の支払いがあった場合は、実体審査に上がってきます。そうすると、これを適切に審査をするということになりますが、その商標が出願人の業務に係る商品・役務について使用するものでない場合は、第3条1項柱書の拒絶理由を通知、あるいは他人の著名な商標の先取りとなるような場合や第三者の公益的なマークの出願であるような場合には、商標法第4条第1項各号の拒絶理由を通知して適切な判断をしていく、こういうお知らせです。

私のほうからは以上になります。

○田村委員長 ありがとうございます。検討事項は3つありまして、商標の定義の在り方、コンセント制度、及び商標審査基準等の見直しということです。加えて、御報告として、手続上の瑕疵のある大量の商標登録出願対策の運用変更ということがありました。特に商標審査基準等を中心に相互に検討事項も絡んでおりますので、もし、御意見がたくさん出て紛糾するのではなければ、どちらからでも御意見、御質問を承りたく思います。御自由をお願いいたします。

○斎藤委員 識別性の定義についてですけれども、企業側としては、商標を担当している業務としては、特に今の状況で問題はないというふうに考えてはいるのですが、ただ、ち

よっと今、ブランド戦略ということがよく言われていて、ブランドの戦略を立てる企業経営者ですね。経営側といろいろコミュニケーションを図るときに、商標法上の商標というのは何なのだといいたところの説明をするときに、識別力ということが入っていないということになると、そのとおり説明すると、パッケージにいろいろな表示があるのも全部商標になってくる。文字・図形、その組み合わせで商品についていれば商標になってしまうというところ、そこら辺が——じゃ、そういうものもブランド戦略のブランドの要素になっていくのかというと、ちょっと商標法とブランド、本当はブランドを保護しなければいけない商標法制度であるべきだなというところを考えると、諸外国も識別力というのを入れているということからしても、そういう識別力というのは定義に入ってきてもいいのかなというふうに考える人もいました。実際は、実務はほとんど影響なくやっているんですけども、商標とブランドというところを限りなく近づけるという意味では、そういう考え方がこれからとられてもいいのかなと思います。

○田村委員長 今の点に関して——どうぞお願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。ただいまの商標の定義に識別性を入れるという点については、多分、何十年來の議論だと存じます。本日の資料の中でも、法曹界からは「実務上の必要とは別の観点から、国際ハーモナイゼーションにより商標の定義に識別性を入れるべき等の意見が報告された」とあるのは、日弁連でも定義に識別性を入れるべきとの意見書を出しております。そこでは、国際的ハーモナイゼーションという話と、そもそも商標の本質、コアの部分は、識別性であるということについて異論がないにもかかわらず、それを定義に入れることにいろいろな弊害が指摘されている点について、そういった弊害論には疑問があるという逐一の反論もして意見書をお出ししているところでございます。今、産業界から少しうれしい御意見をいただきましたので——今までは、実務上必要がないという御意見が強かったものですから非常につらいところだったのですが、産業界からもそういう御意見があるということで、引き続き定義に識別性を入れるという議論は、これで終わりということではなく、また御検討いただければと思っております。

少し関連しますと、冒頭で商標の登録状況について佐藤課長から御報告があり、その中でサービスですね。役務商標、特に金融や運輸の分野で非常にふえているというお話がございました。まさに IoT、AI、コネクテッドインダストリーズという世界になってきますと、AIが入っているかどうか分からないというのが、このAIの特徴でもあります。AIの入っている技術が使われているということ識別させていく上でも、モノからコト

へとビジネスが変わっていくという上でも、商標は、これからどんどん活用の場面が広がっていくと思います。そういったときに、この商標の定義に識別性が入っているということは大事なことはないかと相変わらず思っておりますので、意見として申し上げさせていただきます。

○田村委員長 どうもありがとうございます。先ほど自由にというふうに申し上げたのですけれども、少しこの点に関しては——もちろん歴史もありますし、いろいろな御意見をお持ちの方もいるかもしれませんから、特にこの点に関して、ほかに御質問あるいは御意見等があれば、今ここで承っておいたほうがよろしいかと思っておりますので、よろしく願います。

○佐野委員 J I P Aの代表で佐野です。

識別性の議論に関しましては、我々もいろいろと議論しておりますけれども、実務上、法制度の運用について、現時点で問題があるという捉え方はしておりません。ただ、先ほど斎藤委員からお話がありましたように、これから事業体、企業がブランド戦略を打っていく、事業活動を展開していくときに、何らかの使い方の変化でありますとか、どれとどれとが同一であるとか類似であるという判断をするときに、そういう言葉が必要になっていく可能性はあると考えております。

ただ、それを今やるべきかどうかというのは、もう少し時間を待ってもいいのではないかなという印象を現在持っておりまして、今、非常に大きな速度で事業環境自体が変化しておりますので、それを決め打ちでやれるかと言われると、我々としてもなかなか意見が出にくいところがございます。慎重に検討した上で、法律制度自体の変更になってまいりますので、進めるべきではないかと考えております。

以上です。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

ほかは、今の点に関していかがでしょうか。

○木村商標制度企画室長 確かにこの問題は、相当議論はしてきたのですけれども、そういう意味では昨年、かなり問題点や抽象的な識別性を入れたらどうかということの議論をしていただいて、学識経験者の方々からも、こういう点については影響があるのではないかなという御指摘をいただいております。佐野委員御指摘のとおり、今すぐこれをやるということはなかなか難しいのかもしれないですけれども、各国それぞれ識別性の規定を有していますので、状況を見ながら、引き続き検討していくということになるのかなと思っ

ております。

○田村委員長 本来はこの問題は、委員会の構成次第で、いつもいろいろと雰囲気が変わったり、風向きが変わったりします。ただ、今回はかなり踏み込んだ調査研究報告書も出ていますので、決して何か停滞しているというわけではなく、どのような方向になるかはともあれ、毎回、きちんと真剣に議論、検討しているところでもありますので、引き続き検討させていただこうということになるかと思います。

もし、この点に関して特になければ、また後で戻ってもよろしいんですけれども、ほかの点に関していかがでしょうか。

検討事項のうち、商標の定義はそうですけれども、例えばコンセント制度については運用でということになったわけですが、いかがでしょうか。

どうぞお願いします。

○斎藤委員 コンセント制度、基本的には賛成の立場で検討を進めていただきたいと思います。最近も、今年に入って、ある会社さんからそのような依頼を受けまして拒絶された。我々の持っている商標が引用されて拒絶された。それで、いわゆるアサインバックを経験したわけなんですけれども、実際に私も手を動かして経験したのですが、非常に手続きが煩雑で、そのために契約も結び、あらゆる時間と労力を使っております。こういったものがコンセント制度ということでできるならば簡便かなというふうに実感したところでございます。諸外国でもそのような制度があるわけですから、日本もあってもいいのかなというのが1点。

もう1点は、先ほどの取引実情説明書ですけれども、大分いいように変わっていったのかなと思いますが、もう一步踏み込んで――商品・役務についての考え方は柔軟になっていくということですが、標章ですね。マークについては取引実情説明書を使って標章についての、ちょっと類似かなというところについても認めるというような方向性の検討というのがあってもいいのかなと思います。

以上です。

○田村委員長 コンセントについては、ほかはいかがでしょう。

どうぞお願いします。

○本多委員 日本弁理士会からでございますが、コンセント制度は、やはり導入を希望する、特に海外からは声が多く聞こえているように思います。アサインバックというのはございますけれども、大分、日本はこういってやっていますよという説明をいたします

と理解はしていただけるようにはなっておりますが、例えば社名が入っているようなマークの場合、実際に他人の名義に一時的にもなるということは、多分、とても企業様としては許しがたいことであろう。それで、実質的には利用できないような場合もございます。ただ、やはり4条1項11号の法律の立て方として、なかなかコンセント制度をどんな形で導入できるのかというのも想像しがたいところもございますので、その辺のところの調整を図っていただきながら、引き続き積極的に御検討いただければと思っております。

○田村委員長 今の点に関していかがでしょうか。

○木村商標制度企画室長 ありがとうございます。コンセント制度を導入する場合には、やはり出所の混同を生ずるような類似の商標が複数登録されてしまうということがあるかと思います。この場合、当事者同士であれば、権利者同士の立場であれば問題ないと思いますけれども、他方、商標法第1条に規定がございますが、一般需要者の利益の保護との関係をどのように考えていくのか、こういった点をクリアにしないと、両当事者の合意だけで問題ないとするというのも、いろいろな面から検討が必要なのかなと考えておりますので、この点については、引き続き、改訂した審査基準の運用を見ながら検討していきたいと考えております。

○田村委員長 特に今回は、新しいタイプとして支配関係がある場合についての運用が入るということです。また、よりコンセントと呼ばれているものの本質に迫るような制度については、引き続き、この範囲を含めて運用を見ながら考えていくということになるかと思います。コンセント制度についてはよろしいでしょうか。方向性としてはよろしいけれども、引き続き検討するということだと思っておりますが——どうぞお願いします。

○佐野委員 これは質問なんですが、取引実情説明書は今、実際にどのくらい使われているか、件数とかそのあたりはわかりますか。

実は、JIPAの加盟社でも何社か今やっているということは聞いているのですが、そのあたりの実際の運用をもう少し見てみたいなというふうに思っています、どういう場合に、どういう判断がなされているのかというのを御紹介いただけると、企業側はかなり動きやすくなるかなと思います。

○木村商標制度企画室長 先ほど申し上げたとおり、支配関係につきましては結構利用されておりまして、4月から13件、我々も確認しております。

他方、商品役務間の類否に係る取引実情説明書につきましては、今のところ実績は上がってきていないので、もう少し様子を見たいと思っています。

○佐野委員 わかりました。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。どうぞ。

○東委員 J E I T Aの東と申します。

取引実情説明書のところで、我々企業側としても、引用商標権者の立場になったときに、類似であるという旨を承諾するということに、若干ハードルというものを感じております。類似群の範囲の中にあるものを非類似ということを認めるということが、ほかの審査とか第三者との権利の関係で、その主張が後から使われるようなことがあるのかということ懸念しておりまして、そういった点の運用等も御考慮いただいて運用を考えていただければと思っております。

○田村委員長 ほかにいかがでしょうか。

後で戻っても結構ですが、コンセントについても、かなりいろいろな御意見をいただきました。

次の検討事項はかなり多岐にわたっております。審査基準の全体の見直しということでしたけれども、どちらからでも結構です。

どうぞお願いいたします。

○斎藤委員 商標を取る価値というのは、商標の独占排他性があるということかなというのは企業側の考えだと思うのですが、よく見ますと、併存登録例がかなり存在していて、独占排他できない商標ならば苦勞して取らなくてもいいのかなという状況になると、登録してどういう意味が出てくるのかな、非常に狭い権利なのかなと。せっかく商標を取ったら強い権利で、いろいろ企業活動に役に立てたいというような形があるんですけれども、類否判断の審査基準の見直しというのが進んでいるのでいいことかなと思う一方で、かなり似たような商標が併存して登録されている例も見受けられるという意見もありますので、そこら辺の考え方も検討していただければと思います。

○田村委員長 一番大事なことで、もちろん、類否判断は商標の根幹ですから、特許庁、さらには裁判所を含めていろいろと考えなければいけないところかと思えます。もちろん、学者ももう少し頑張れということであれば頑張ります。

ほかに、審査基準全体についていかがでしょう。

○大向委員 弁護士の大向です。

9ページに出てきている類似群の制限のところに関してですけれども、最終的には、も

ちろんユーザーの皆さんのお声を聞いていただくのが重要だと思うのですが、弁護士から見ておりますに、特にハウスマークや著名商標に関して、グループ内でのライセンスを管理し、子会社、海外子会社を含めて使わせる観点から、日本の本社が、まず日本の商標を持ち、海外に関してもその関連で持って管理をするということがあります。子会社、関連会社、各海外でもどんどん事業の展開がありますので、本社での事業範囲よりも、さらにいろいろなところで展開する必要性があるパターンというのを見ることがございます。こういったことから、やはり書かれているような実態というのは、弁護士としても見かけることはあります。念のため。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

いかがでしょう。

○佐藤商標課長 ありがとうございます。御指摘について、7類似群に言及した運用を始めて10年が経っているわけですが、7類似群では少ない、足りない場合や逆に7つ以上類似群を指定した場合でも、使用意思がありますということで紙1枚出せば、それが認められてしまい形骸化しているといった御指摘もございます。今、大向先生の御指摘、そういった実態があるということを踏まえまして、こちらのバランスを踏まえて、今後、便覧について検討してまいりたいと思います。

○田村委員長 お願いします。

○本多委員 今の点ですけれども、やはり数が少ないということと、海外では紙1枚というのがなかなか出せない。やはり日本と、紙に署名するということの意味が違うような場合もございますので、ぜひ、そこを見直していただければと思っております。

あわせて不使用商標についての対策、こちらもその一環だとは思いますが、例えば不使用取消審判は、もう少し安く請求できるようなルールにさせていただくとか、そういったところも考えあわせて、もうちょっと制度全般からの不使用商標の対策というものを考えいただければと思います。

○田村委員長 承りました。

ほかはいかがでしょう。どうぞ。

○本多委員 申し訳ございません。審査基準につきまして改訂されて、大分、実際に合うようにしていただいたのではないかとと思っております。ただ、改訂の段階でいろいろ言葉についての解釈などもあわせて審査基準が改訂されたかと思えます。こちらの、もう規定になりました基準の言葉だけではなく、やはりそれを決めた際の解釈なども照らして、ぜ

ひ、あわせて運用していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。

もしなければ、本検討事項の対応の方向性というのは基本的に御了解を得られたものと考えます。

以上をもちまして本日の議論を終了いたしたく思います。

4. 閉会

○田村委員長 最後に、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 委員長、どうもありがとうございました。

次回、第4回の商標制度小委員会の開催につきましては、現時点では未定でございますけれども、本日の議論を踏まえまして、事務局にて、各論点についてさらに整理を行いまして、その後、委員の皆様と日程を調整した上で開催をしたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第3回商標制度小委員会を閉会させていただきたいと思います。長時間の御審議、どうもありがとうございました。